

税のお知らせ

6月の納税等

村県民税／前納・第1期

保育料／6月分

納期限／6月30日(火)

納期限内の納付に協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

個人住民税について

個人住民税は、毎年1月1日にその市町村に住所があるか、あるいは事務所などがある方にかかる税金で、道府県民税と市町村民税を合わせて住民税とよばれています。

住民税は、所得金額にかかわらず一定の額を負担する均等割、所得金額に応じて負担する所得割等から構成されています。

●均等割の税率
県民税年額 2,000円
(あいち森と緑づくり税500円および復興特別税500円を含む)
村民税年額 3,500円
(復興特別税500円を含む)

●所得割の税率
県民税 4% 一律10%
村民税 6%
所得割の計算方法
(所得金額－所得控除額)×10%
－税額控除額＝所得割額

所得金額：一般に収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

所得控除：扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除などがあります。

税額控除：調整控除、配当控除、寄付金税額控除などがあります。

●納税の方法

村民税と県民税をあわせて次のいずれかの方法により納税します。

普通徴収：役場から個人に納税通知書を送付して、直接個人が納付する方法です。納期は、年4回(6月・8月・10月・翌年1月)です。全期前納で納めることもできます。

特別徴収：6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きされ、給与支払者が給与所得者に代わって納める方法です。

※特別徴収で納付されている方が、その年の途中で会社を辞められた場合、納付方法が普通徴収に変更されます。ただし、本人が希望される場合、または翌年1月1日以降に退職された場合は、**未納税額が給与から一括徴収**されます。

なお、再度他の会社へ就職された場合でも申し出がなければ、特別徴収による納付はできません。

なので、ご注意ください。
年金からの特別徴収

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、次の表を参考にしてください。手続きの都合上、仮徴収分については算出された税額より多い金額が年金から天引きされる場合があります。その場合は後日還付させていただきますので、ご了承ください。

今年度から特別徴収が開始される人

徴収方法	普通徴収 (自分で納付)		年金から特別徴収 (天引き)		
算出方法	6月	8月	10月	12月	2月
	それぞれ年税額の 1/4		それぞれ年税額の 1/6		
	※年金からの特別徴収の期割税額に100円未満の端数が生じた場合、10月に加算します。				

昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
算出方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		
	※期割税額に100円未満の端数が生じた場合、仮徴収は4月、本徴収は10月に加算します。					

なお、給与所得に係る住民税は給与からの特別徴収、公的年金等に係る住民税は年金からの特別徴収、その他の所得に係る住民税は普通徴収、と所得の種類によってそれぞれ徴収方法が分かれる場合があります。すべての方法で納めていただく方もいらっしゃいますが、重複して納めることにはなりません。

減免について

次の要件に当てはまる方は、住民税の減免を受けることが出来る場合があります。なお、申請書を提出する時点で納期限が過ぎている分や納付がされている分は減免



できません。

●要件

- ・今年の1月2日以後に死亡した方のうち、前年中の総所得金額等が200万円以下の方
- ・生活保護を受けている方
- ・現に継続して6か月以上療養中の方または継続して6か月以上療養を要すると思われる方のうち、前年中の総所得金額等が130万円以下の方
- ・6月30日現在において今年中の総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等に比べ2分の1以下に減少すると認められる方のうち、前年中の総所得金額等が200万円以下の方
- ・雇用保険法の規定による基本手当の受給資格を有する方のうち、控除配偶者または扶養親族があり、かつ、前年中の総所得金額等が200万円以下の方
- ・当該年の1月1日現在において所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生である方
- ・災害により死亡した方
- ・災害により障害者となった方
- ・あなた（控除対象配偶者または扶養親族を含む）が所有する住宅等について災害による損害金

額が住宅等の価格の10分の3以上である方のうち、前年総所得金額等が1000万円以下の方

●申請方法

納期限（最初の納期限は6月30日（火）です。）までに減免申請書および添付資料を提出してください。
事務手続きの都合上、**6月19日（金）までの提出にご協力をお願いします。**

減免申請書は税務課窓口にあります。

●問合せ先

総務部税務課

住民税に関するQ&A

Q 村県民税はいくらの収入から課税されますか？扶養親族になっても課税されるのですか？

「私の昨年の収入はパートで98万円あり、その他の収入はありません。パート収入が103万円を超えない限り、税金は非課税になると聞いていたが、今年の6月に村県民税の納税通知書が自宅に送られてきました。どうしてでしょうか。」

「私の昨年の収入はアルバイトで98万円あり、配偶者（または親

等）の扶養親族となっていますが、今年の6月に納税通知書が届きました。どうしてでしょうか。」

A 給与収入が93万円（合計所得28万円）を超えると、あなたが扶養親族であるかに関わらず課税されます。

あなたの前年の給与所得は、給与収入98万円（給与所得控除額65万円）＝給与所得33万円となります。村県民税は、あなたに扶養親族等がない場合、前年の合計所得金額が28万円（給与収入93万円）を超えると均等割額が課税されます。あなたの合計所得金額は33万円ですから均等割額が課税され、納税通知書をお送りいたしました。また、税金がからない103万円と

収入 (所得換算後)	所得税	村県民税	
	所得割額	所得割額	均等割額
93万円以下 (28万円以下)	非課税	非課税	非課税
93万円超100万円以下 (28万円超35万円以下)			課税する 場合がある
100万円超103万円以下 (35万円超38万円以下)		課税する 場合がある	
103万円超141万円未満 (38万円超76万円未満)	課税する 場合がある		
141万円以上 (76万円以上)			

いう基準は、所得税の場合です。

●問合せ先

総務部税務課

特別徴収にご協力を

給与所得に係る住民税の徴収方法で、毎月（6月から翌年5月まで）の給与から天引きによる納税制度です。地方税法等の規定により、給与所得に係る住民税は特別徴収によって徴収することとされています。

納税者の方々の利便性の向上および納税の公平を図るため、今まで普通徴収であった方についても特別徴収とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

●納税者のメリット

- ・毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。
- ・納税のために金融機関等に行く手間が省けます。
- ・年4回払いの普通徴収よりも、年12回払いの特別徴収の方が1回当たりの負担が少なくて済みます。

●問合せ先

総務部税務課